

広島市人事委員会規則第12号

令和8年5月28日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項中「参考人」の右に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。